

新型コロナウイルス感染拡大に関する
福建省、福州市、アモイ市政府による支援政策

福建省およびその所轄する福州市、廈門市における新型コロナウイルス疫病流行対策措置
(2月10日現在)

一、福建省全域に適用される措置：

1. 「新型コロナウイルス感染による肺炎疫病流行に対応するため、『六つの対象を安定させる』ことを確実に実現するための若干の措置」(2020年2月6日公布)

(中国語：《关于应对新型冠状病毒感染的肺炎疫情 扎实做好“六稳”工作的若干措施》)

概要：

- (1) 社会保険料納付期限を延長(社会保険加入者の権利に影響しない)。
- (2) リストラせずまたはリストラ人数の少ない企業に対し、福建省内各地の失業保険金の平均値の六ヶ月分と社会保険加入者数に従い、前年度に実際に納付した失業保険料の50%を還付。
- (3) 新型コロナウイルス対策用の緊急用品生産企業に対し、一人あたり2,000元の新規採用奨励金を支給する。従業員に対し、一日あたり100元的生活補助金を支給し、この補助金も採用奨励一時金に算入され、30日間を計算期間とする。
- (4) 新型コロナウイルス対策関連重点保障企業に対し、国の重要医療用品と生活用品の重点企業リストに参入することをサポートし、人民銀行のプロジェクト専門ローン適用をサポートし、中央財政による利息補助とともに、福建省の財政からさらに50%の利息補助を与え、実行期間は1年を超えないこととする。
- (5) 中小零細企業に対する金融包摂型ローンの総合融資コストを、前年同期より1%引き下げる。
- (6) 不動産税、都市土地使用税の納付に確かに困難が生じた場合、免税・減税の申請ができる。
- (7) 疫病流行によって影響を受けた企業は、納税期間の延長を申請できる。
- (8) 国有の経営用不動産を賃借している中小企業に対し、三ヶ月間の賃料の免除・減少を実施する。
- (9) 疫病流行期間中に、中小企業のテナント側に賃料の免除・減少を実施した国家レベル、福建省レベルのインキュベーション基地に、三ヶ月間以上の運営補助金を支給する。支給額は免除・減少した賃貸料の30%を基準に、最高額は50万元とする。
- (10) 企業の電気代コストを低減する。
- (11) 企業の物流コストを低減する。各港の従来の無料保管期間とは別に、さらに30日間の無料保管期間を与える。
- (12) ECで市場開拓することを奨励する。2020年第1四半期に、ECプラットフォーム、自社商品販売プラットフォームを通じた実物商品のネット販売の売上高が3,000万元を超えた場合、あるいは、農産物の売上高が1,000万元を超えた場合、売上高の1.5%、最大50万元の奨励金を支給する。
- (13) EC企業の輸出入の拡大を奨励する。2020年第1四半期に、税関統計上の取引高が前年度同期より300万元以上の増加が見られた場合、取引高の1%、最大100万元の奨励金を支給する。

(14) 国有企業は適切に取引相手側の中小企業に対し、履行の猶予期間を与える。国有企業は契約に従い、適時にかつ全額の関連する代金を支払うようにしなければならないこととする。

(15) 疫病流行期間中、重大重点プロジェクトは建設費用を前倒しで支払うことができる。

2. 福建省税務局「税收の調節機能を十分に發揮して疫病に打ち勝つための十二の措置に関する通告」（2020年2月2日公布）

（中国語：福建省税務局《关于充分发挥税收职能作用助力打赢疫情防控阻击战十二项措施的通知》）

概要：

- (1) 困難が生じた企業への支援。税金および社会保険料の申告・納付を延期できる。
- (2) 税還付の審査期間を短縮する。

二、福州市に適用する措置

1、福州市「旧正月期間中に疫病対策のために緊急用品と生活用品を提供する企業の従業員確保に対する補助金に関する通告」（2020年2月2日公布）

（中国語：福州市《关于给予春节期间为防控疫情提供紧缺急需物资保障和民生保障企业稳就业奖补的通知》）

概要：従業員確保に対する一時金として、福州市の2020年1月における平均失業保険金（1,720元の75%、すなわち1,290元となる）の六ヶ月分の金額と企業の社会保険加入者数に従い算出・支給する。

2、福州市「湖北省などの疫病重点地域から戻る労働者に就業を維持し給料を支給する企業に補助金を支給する弁法」（2020年2月6日公布）

（中国語：《关于对湖北等重点疫情地区务工人员实施“留岗留薪”企业予以补助的办法》的通知）

概要：福州市の最低賃金の50%（すなわち860元）を基準により、会社に一時金を支給する。

3、福州市「疫病対策用緊急用品の生産企業が労働力を新規採用し企業生産を再開するための採用服務奨励金基準の引き上げ通告」（2020年2月7日公布）

（中国語：《关于提高为疫情防控急需物质生产企业引进劳动力和企业复工用工服务奖补标准的通知》）

概要：

- (1) 新規採用の場合、採用された人数に対し一人あたり2,000元の基準で採用補助金を

支給する（三ヶ月以上の勤務期間を確保する）。

（2）会社に新規に生産要員を紹介した人材仲介会社に対し、紹介した人数に対し一人あたり2,000元の基準で補助金を支給する（三ヶ月以上の勤務期間を確保する）。

4、福州市「中小零細企業を支援して疫病流行の難関をともに克服するための若干措置の通告」（2020年2月7日公布）

（中国語：《关于帮助中小微企业应对疫情共渡难关若干措施的通知》）

概要：

（1）前年度に実際に納付した失業保険料の50%を企業に返還する。また、福州市各地の月平均失業保険金の六ヶ月分と社会保険に参加した人数で返還金額を算出することもできる。

（2）社会保険料は疫病流行期間終了後、三ヶ月以内に納付するように延期できる。

（3）従業員が湖北省などの疫病流行地域の出身者で職場に戻れない場合は、福州市の最低賃金の50%の補助金を支給する。

（4）新型コロナウイルス対策関連重点保障企業が新規に銀行からローンを借り入れる場合、財政部門に対し、利息補助を申請できる。福州市の技術改造プロジェクトとしてすでに認定を受けている場合、または新規認定を受けた場合、福州市技術改造基金（二期）の年間利息を4.5%より3.5%に引き下げる（財政と銀行は各50%負担）。期限は一年を超えないことにする。

（5）福州市の国有資産類の経営用不動産を賃借している中小零細企業と個人経営者は、2020年2月分の賃借料（露店の場所代を含む）は免除、3月分、4月分は半額に減額する。

（6）疫病の流行に影響を受けた中小企業は、税金の申告・納付を延期申請できる。ただし、三ヶ月間を超えてはならない。

三、廈門市に適用する措置

廈門市人民政府「新型コロナウイルス感染による肺炎疫病に対応し企業を支援しともに困難な局面を克服するための若干措置の通告」（2020年2月5日公布）

（中国語：《厦门市人民政府关于应对新型冠状病毒感染的肺炎疫情支持企业共渡难关若干措施的通知》）

概要：

（1）疫病の流行に大きな影響を受け、困難に陥った零細企業に対し、もとのローンの利息を10%引き下げ、関連費用を免除する。2020年の零細企業の融資コストを2019年同期の融資コストから顕著に引き下げる。政府系の担保会社の担保費用を半分に減少させる。

（2）融資の支援を強化する。重点保障企業に対し、財政による利息補助を行う。

（3）税金の延期納付を実行する。2020年2月分の法定申告納税期限を2月24日に延長し、また、特に困難な企業は、企業側の申請を受け、納税延期の手続きをとる。最長三ヶ月間の延期ができる。

（4）不動産賃貸料を適切に減免する。政府系の不動産を賃借する中小企業、個人経営者に対し、一ヶ月分の賃料を免除、二ヶ月分の賃料を半額とする。国有企業の物件もこの措

置を参考とし、自身の状況に基づき実行する。

(5) 一部の税金を適切に減免する。疫病流行期間中、賃貸料減免を実施したオフィスビル、ショッピングモール、市場、産業園区などの賃貸側は、本年度に不動産税、都市土地使用税の納付に確かに困難を生じた場合、経済上の理由による減免を申請することができる。条件に適合せず、減免できない場合、減免期間中に納付した不動産税と都市土地使用税の50%相当の補助金を支給する。ただし、補助金の金額は賃貸料減免を実施した金額を超えてはならない。

(6) 社会保険料の納付延期を申請できる。延長期間は最長六ヶ月間。本年度にリストラをせずまたはリストラ人数が少ない場合、前年度に実際に納付した失業保険料の50%を返還する。実際に納付した失業保険料の金額は税務機関の発行する納付伝票によって確認を行う。一時的な生産困難に陥ったものの回復有望な企業で、困難な状況においても、リストラせずまたはリストラ人数が少ない場合、前年度の廈門市の月平均失業保険金の六ヶ月分の金額と社会保険に参加した人数によって返還金額を計算する。

(7) 企業に対し、旧正月の期間中の勤務補助金を支給する。旧正月の休日期間中に、疫病対策用の緊急用品を提供する。生物医薬、医療機器、衛生防護用品生産企業など、疫病対策保障の生活関連卸売小売企業、前述する企業と密に提携する都市配達企業に対し、一時金を支給する。計算方法は、2018年の廈門市の社会平均給与を計算ベースにして、旧正月一日から三日は日平均給与の三倍、旧正月四日から九日は日平均給与の二倍として計算し、最大50万円の補助金を支給する。

(8) 企業に採用補助金を支給する。従業員が新規に廈門市に移動して就職する場合、あるいは地元出身者が新規就職する場合、かつ、就業登録と社会保険納付を行い、同一の企業に連続して三ヶ月間勤務した場合は、一人500円の基準で企業に補助金を支給する。

本情報の収集・翻訳はジェトロ中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業として、以下プラットフォームコーディネーターが作成し、ジェトロ広州事務所が校正した。

●北京盈科法律事務所廈門支所
王倩 弁護士
福建省アモイ市鷺江道2号第一広場19楼

●ジェトロ広州事務所
広州市天河北路233号中信広場2602室
電話：020-8752-0060